



元医第 号
令和元年（2019年）9月13日

長野県医療審議会
会長 関 隆教 様

長野県知事 阿 部 守 一

医師確保計画・外来医療計画の策定について（諮問）

医師の偏在は、地域間、診療科間のそれぞれにおいて、長きにわたり課題として認識されながら、現時点においても解消が図られておらず、また、高齢化の進展に伴い初期救急医療や在宅医療をはじめとした外来医療機能の充実が必要になるなど、県民に安心して質の高い医療を提供していく上で様々な課題に直面しており、これらの課題への早急な対策が求められています。

このような状況に適切に対応し、医師の偏在解消や外来医療提供体制の機能分化・連携を図るため、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第17項の規定により、医師確保計画・外来医療計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。